

四万十町地域防災計画【地震・津波対策編】 抜粋

項	修正前	修正後
6	6 用語の定義 (1) ～ (6) 省略 (7) ライフライン…電力、通信、上下水道、交通（道路）及びLPガスの事業をいう。 (8) ～ (10) 省略	6 用語の定義 (1) ～ (6) 省略 (7) ライフライン…電 気 、通信 及び放送 、上下水道、交通（道路）及びLPガスの事業をいう。 (8) ～ (10) 省略
24	5 津波災害予防計画 津波から「逃げる」ための避難対策を優先して進め、津波の進入を「防ぐ」対策を補完的に進める。（本編第5部「 重点的 な取り組み」を参照） (1) ～ (3) 省略 (4) 新設	5 津波災害予防計画 津波から「逃げる」ための避難対策を優先して進め、津波の進入を「防ぐ」対策を補完的に進める。（本編第5部「 具体的 な取り組み」を参照） (1) ～ (3) 省略 (4) 避難促進施設の避難確保計画 ア 津波災害警戒区域内に防災上の配慮を要する者が利用する施設（避難促進施設）で当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について地域防災計画に記載するものとする。 イ 地域防災計画に名称及び所在地を定められた避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、町長に報告するとともに、当該計画を公表するものとします。また、計画に基づく避難訓練を実施し、町長に報告するものとします。 ウ 町は、避難促進施設の所有者又は管理者に対し、当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告を行う。
25	(45) 消防機関等の活動 町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。 ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達 イ 津波からの避難誘導 ウ 土のう等による応急浸水対策 エ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導	(5) 消防機関等の活動 ア 町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。 ① 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達 ② 津波からの避難誘導 ③ 土のう等による応急浸水対策 ④ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導

25	オ 救助・救急 カ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保 (6) 省略	⑤ 救助・救急 ⑥ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保 イ 消防団に関し、女性や若者等の消防団への入団促進等による消防団員の確保をはじめ、車両・資機材等の更新を含めた更なる充実やデジタル技術活用の加速化、実践的かつ効果的な教育・訓練の充実、自主防災組織等の多様な主体との連携強化等を図る。 (6) 省略
40	第 9 節 自発的な支援への環境整備	第 9 節 自発的な支援への環境整備・連携体制の強化

初動体制一覧

(本庁) 本部長：町長

配備体制			災害対策本部設置前		災害対策本部設置			
			準備体制	警戒体制		非常・緊急非常体制		
部名	班名	課名等	第1配備	第2配備		第3配備		第4配備
				初期	後期	初期	後期	
総括部 (事務局)	総括班	危機管理課						全職員
総務部	総務班	総務課 議会事務局 会計管理室 興津出張所 興津町民館						
	広報班	企画課						
救援部	救援調査班	税務課						
厚生部	町民生活班	町民課						
	上下水道班	環境水道課						
	町民福祉班	健康福祉課						
		高齢者支援課 特別養護老人ホーム窪川荘						
農林水産部	農林水産商工班	農林水産課 にぎわい創出課 農業委員会						
土木部	公共土木班	建設課						
教育部	教育総務班 教育施設班	学校教育課 生涯学習課 にぎわい創出課 人材育成センター						
消防部	消防署班 消防団班	消防署 消防団(窪川方面隊)	—	—	消防署長 消防団長 消防副団長(方面隊長・副隊長)	消防隊長以上・消防署長の指名する職員 分団長・副分団長・部長・班長・消防団長の指名する団員		全署員 全団員

初動体制一覧

(本庁) 本部長：町長

配備体制			災害対策本部設置前		災害対策本部設置			
			準備体制	警戒体制		非常・緊急非常体制		
部名	班名	課名等	第 1 配備	第 2 配備		第 3 配備		第 4 配備
				初期	後期	初期	後期	
総括部 （事務局）	総括班	危機管理課						全職員
総務部	総務班	総務課 議会事務局 会計管理室 興津出張所 興津町民館						
	広報班	企画課						
救援部	救援調査班	税務課						
厚生部	町民生活班	町民課						
	上下水道班	環境水道課						
	町民福祉班	健康福祉課						
	福祉施設班	高齢者支援課 特別養護老人ホーム窪川荘						
農林水産部	農林水産商工班	農林水産課 にぎわい創出課 農業委員会						
土木部	公共土木班	建設課						
教育部	教育総務班 教育施設班	学校教育課 生涯学習課 にぎわい創出課 人材育成センター						
消防部	消防署班 消防団班	消防署 消防団（窪川方面隊）	—	—	消防署長 消防団長 消防副団長（方面隊長・副隊長）	消防隊長以上・消防署長の指名する職員 分団長・副分団長・部長・班長・消防団長の指名する団員		全署員 全団員

83	第5部 重点的な取組み	第5部 具体的な取組み
85	地震による被害を最小限に抑えるため、これからの南海地震対策は、テーマを設定することで段階的に取組みを進めるものとする。 まず、第1期（5ヵ年程度）として予防、緊急応急対策に力点を置き、地震直後の強い揺れ、大津波から命を守る取組みを進め、更には命をつなぎ、生活を立ち上げる取組みを進めるため、次の5点を重点施策として推進する。	南海トラフ地震は、概ね90年から150年周期で発生しており、昭和南海地震から約80年経過し、切迫度は年々高まっていることから、事前の対策に費やすことができる時間と内容には限りがあります。 このため、直接死者数を減らす「強い揺れから身を守る対策」、「大津波から避難する対策」、災害関連死者数を減らす「命をつなぐ対策」、早期の復旧・復興に向けた「生活を立ち上げる対策」とそれらの取組を総合的に推進するための「震災に強い人・地域づくり対策」の5つの対策を具体的な取組として推進する。
85	1 建物の倒壊 町は、個人住宅の耐震診断の推進等により、耐震改修、建替の促進を図る。公共建築物の耐震化についても計画的に進め、医療施設や社会福祉施設の耐震化の促進を図る。学校における非構造部材の耐震化の促進を図る。 2 家具等の倒壊 町は、個人住宅における家具の転倒防止策の普及啓発を進める。	1 建物の倒壊 町は、補助事業の周知や利活用促進による個人住宅の耐震診断の推進等により、耐震改修、立替の促進を図る。公共建築物の耐震化についても計画的に進め、医療施設・社会福祉施設・学校の老朽化対策、非構造部材の耐震化の促進を図る。 2 家具等の倒壊 町は、個人住宅における家具の転倒防止・ガラス飛散防止対策の普及啓発を進める。また、公共建築物等の書棚や器具等の転倒防止・ガラス飛散防止対策を推進する。
86	3 津波から避難する	3 津波から迅速に避難する
88	第3節 命をつなぐ対策 地震直後の強い揺れや津波から助かった命をつなぎ迅速な応急活動や医療救護活動を行うため、総合防災拠点や災害時の医療救護活動体制の整備を進めるとともに、避難生活が円滑に行えるよう体制づくりを進める。 1 応急対策活動体制等の整備 (1) 地震発生後の医療救護活動が負傷者に近い場所で迅速かつ適切に実施できるよう訓練を実施するとともに、医薬品や医療用資機材等の備蓄、緊急輸送体制や医療救護活動に関する情報の収集伝達体制の整備等、医療救護体制の整備を進める。 (2) 緊急輸送道路及び海上輸送機能を確保するための対策を進めます。	第3節 命をつなぐ対策 地震直後の強い揺れや津波から助かった命をつなぎ迅速な応急活動や医療救護活動を行うため、総合防災拠点や災害時の医療救護活動体制の整備を進めるとともに、避難生活環境の向上による災害関連死防止に必要な対策等を推進する。 1 応急対策活動体制等の整備 (1) 地震発生後の医療救護活動が負傷者に近い場所で迅速かつ適切に実施できるよう訓練を実施するとともに、医薬品や医療用資機材等の備蓄、緊急輸送体制や医療救護活動に関する情報の収集伝達体制の整備等、医療救護体制の整備を進める。 (2) 緊急輸送道路及び海上輸送機能を確保するための対策を進めます。 (3) ライフラインの早期復旧体制を構築する。

88	(3) ライフラインの早期復旧体制を構築する。 (4) 燃料確保対策を推進する。 2 避難所等の整備 (1) 避難所の耐震化や非常用発電機、防災井戸、浄水器等、必要な物資や資機材の備蓄等を進める。 (2) 福祉避難所の指定を促進するとともに、一般の避難所における要配慮者対応の充実を図る。 (3) 避難者の健康状態や避難所の衛生環境を良好に保つため、必要な資機材等の整備を図る。 また、被災者等の心のケアを行うための体制の整備を進める。 3 支援態勢の強化 (1) 応急救助や医療・保健・福祉、物資・インフラ、職員派遣・ボランティアに関する支援計画やマニュアル策定を推進する。 (2) 策定した計画等について、訓練等による検証・見直しを行い、応急活動の実効性を高める。	(4) 燃料確保対策を推進する。 (5) 長期浸水域内における救助救出体制を構築する。 2 避難所等の整備 (1) 避難所の耐震化や非常用発電機、防災井戸、浄水器等、必要な物資や資機材の備蓄等を進める。 (2) 福祉避難所の指定を促進するとともに、一般の避難所における要配慮者対応の充実を図る。 (3) 避難者の健康状態や避難所の衛生環境を良好に保つため、必要な資機材等の整備を図る。 また、被災者等の心身のケアを行うため、保健・医療・福祉活動の連携体制の確立による災害関連死防止対策を進める。 3 支援体制の強化 (1) 応急救助や医療・保健・福祉、物資・インフラ、職員派遣・ボランティアに関する支援計画やマニュアル策定を推進する。 (2) 策定した計画等について、訓練等による検証・見直しを行い、応急活動の実効性を高める。 (3) 事前支援協定の締結その他の手続き上の措置を定めるに当たっては、関係機関相互の競合や相互依存の関係性に十分留意するとともに、相互の連携強化体制についてあらかじめ十分調整を行う。 (4) 地震発生後の災害派遣活動が円滑に行えるよう、救助活動拠点・航空機用救助活動拠点等の確保を含む派遣部隊等の受入体制のほか、救助・救急、応急医療、緊急輸送等の災害派遣活動の具体的な内容について、あらかじめ自衛隊と調整を行う。
89	第4節 生活を立ち上げる対策 地震・津波の被害を少しでも軽減できるようにハードとソフトを織り交ぜながら対策を講じるとともに、併せて、被災後、速やかに町民の生活を再建するため、早期の復旧・復興に向けた事前の対策にも取り組む。 1 まちづくり (1) 早期の復旧・復興のため、地籍調査事業を推進する。 (2) 被災前に、復興まちづくり指針を策定するよう努める。 (3) 災害復興住宅、応急仮設住宅の供給体制を構築する。 2 暮らしの再建	第4節 生活を立ち上げる対策 地震・津波の被害を少しでも軽減できるようにハードとソフトを織り交ぜながら対策を講じるとともに、併せて、被災後、速やかに町民の生活を再建するため、早期の復旧・復興に向けた事前の対策にも取り組む。 1 まちづくり (1) 早期の復旧・復興のため、地籍調査事業を推進する。 (2) 被災前に、復興まちづくり計画を策定するよう努める。 (3) 災害復興住宅、応急仮設住宅の供給体制を構築する。 2 暮らしの再建 (1) 被災者の生活再建を支援するため、災害ケースマネジメント体制の構

89	(1) 早期の復旧・復興のため、災害廃棄物処理体制を構築する。 (2) 農業、商工業、観光業などの産業の復旧・復興のため、BCPの策定を推進する。 (3) 社会福祉施設のBCP策定を支援する。	策に努める。 (2) 早期の復旧・復興のため、災害廃棄物処理体制を構築する。 (3) 農業、商工業、観光業などの産業の復旧・復興のため、BCPの策定、実効性の確保を推進する。 (4) 社会福祉施設のBCPの策定、実効性の確保を支援する。 (5) 早期に学校・保育園・幼稚園を再開できるよう、教育環境の復旧体制を構築する。
107	第2節 住民児童、生徒、防災上重要な施設管理者に対する教育 町は、関係機関と協力して、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水警戒区域、避難場所、主要避難路等を示すハザードマップを作成して周知を図るとともに、住民等に対する教育を実施する。 防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含む。 なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行う。 (1) ～ (9) 省略	第2節 住民児童、生徒、防災上重要な施設管理者に対する教育・広報 町は、関係機関と協力して、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水警戒区域、避難場所、主要避難路等を示すハザードマップを作成して周知を図るとともに、住民等が津波からの避難指示等が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう教育・広報を実施する。 防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含む。 なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育・広報を行う。 (1) ～ (9) 省略